

(45) 奨学資金貸付事業	
【担当部署】 教育課学校教育係 【電話番号】 0167-44-2204	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 2階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000145.html	
【事業の内容】 ・成績優秀で、経済的に就学困難な生徒及び学生に対し、奨学資金の貸付を行う	
【補助対象者】 ・高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に就学する生徒・学生であって、親権者もしくはこれに代るべき者が、本町に住所を有する者で、次のいずれかの条件を備えていること。 ①成績優秀、素行善良にして学校長または学長等の推薦する者であること ②経済的理由により就学困難な者であること	
【貸付及び償還（返還）】 ・貸付期間 それぞれの学校の正規の就学期間 ・貸付金額 高等学校、高等専門学校 ⇒月額1万5千円以内（無利息） 専修学校、大学、大学院等⇒月額4万円以内（無利息） ・償 還 貸付終了から1年経過後、貸付期間の3倍以内の期間で毎月償還（返還）する ※1年経過前であっても償還を開始できます。また、途中で学資金の全部または一部を繰上償還することもできます。	
【実施期間】 平成16年度～	
【申請期間】 ・就学する前年の4月1日から就学した年の4月15日まで（4月分から貸付） ※特別な事情がある場合は、上記の期間以降でも申請できます。（申請の翌月分から貸付）	
【申請に必要なもの（A）】 ・奨学資金貸付申請書 ・申請時に在籍している学校長等の推薦書 ・成績証明書 ・家計の収入状況を証する書類（源泉徴収票、確定申告書等）	
【貸付決定後、借用時に必要なもの（B）】 ・誓約書※ ・奨学資金借用証書※ ・進学した学校の在学証明書 ※誓約書及び奨学資金借用証書には親権者及び保証人（1名）の連署が必要 親権者は印鑑証明書、保証人は印鑑証明書、住民票及び収入を証する書類が必要	
【支給までの流れ】 ①（A）を提出⇒ ②審査⇒ ③（決定の場合）決定通知⇒ ④（B）及び口座確認書を提出⇒ ⑤支給開始（4月分から） ※申請書類の提出先：教育委員会	
【その他】 ・奨学生は、毎年度の在学証明書と成績証明書（前年度分）の提出が必要となります。	